

屋外広告物許可期間更新の手続きについて

注意事項をよく読み、必要な書類を作成して確認し、正副2部を提出してください。

	提出書類	注意事項	確認
①	屋外広告物許可期間更新申請書 *市のHPからダウンロードできます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式第2号 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 備考欄に申請に係る問い合わせ先を記入してください。 ➤ 建て替え等で形状を変更した場合は、申請手数料をお支払いになる前に下記問合せ先までご連絡ください。 	<input type="checkbox"/>
②	点検報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式第3号 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請前3か月以内に行ったものを提出してください。 ➤ 堅ろうな広告物(高さ4mを超えるもの)の場合は、<u>点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付してください。</u> 	<input type="checkbox"/>
③	広告物のカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請前1か月以内に撮影したもので、<u>広告物ごとの写真(近景写真)と設置場所全体がわかる写真(遠景写真)を提出してください。</u>(パソコン等で出力したもので可) 	<input type="checkbox"/>
⑤	土地・建物等の使用承諾書 又は契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ● 他人が所有・管理する土地・建物を借用して広告物を掲出している場合は添付してください。(広告物が道路(河川)を占用している場合は道路(河川)占用許可証の写しを提出してください。) 	<input type="checkbox"/>
⑥	他法令の許可証等の写し (道路占用・自然公園法等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 他法令の許可が必要な場合は、その許可証等の写しを添付してください。 	<input type="checkbox"/>
⑦	申請審査手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 「伊豆の国市納入済通知書」により、裏面に記載されている各金融機関等の窓口にてお支払いいただけます。審査後、入金の確認ができ次第、許可通知、許可証(シール)を郵送いたします。 	<input type="checkbox"/>

※ 広告物を取り除いた時は、除却届が必要となります。市のホームページから届出書をダウンロードしていただき、除却前後の写真を添付して提出してください。

参考：書類を提出される皆様へ 申請書等の作成(有償)に関する問合せ先・・・静岡県行政書士会 TEL:054-254-3003

《ご注意》行政書士でない方が、報酬を得て官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますのでご注意ください。

(「業とする」とは、反復継続の意思をもって書類作成を行うことと解されています。)

【提出先・問い合わせ先】

〒410-2292 伊豆の国市長岡 340-1 伊豆の国市役所 都市計画課 (伊豆長岡庁舎別館 2階)

TEL : 055-948-2909 FAX : 055-948-1468 E-mail : tosikei@city.izunokuni.shizuoka.jp